

## ○獵銃等販売事業許可に関する欠格事

### 由について（照会）

〔昭和四十四年八月二十七日  
通商産業省重工業局長あて ○〇県知事〕

獵銃等販売事業許可に関する欠格事由について、下記のとおりご意見を伺います。

なお、事務処理を急いでいますので、早急のご回答をおねがいたします。

### 記

獵銃等販売事業許可申請者が、銃砲刀剣類所持取締法第七条第二項違反により同法第三十五条第一号違反による罰金刑二、〇〇〇円が確定した場合、武器等製造法第五条第一項ハに該当する者であるかどうか。

（参考）銃刀法第七条第二項違反の内容は、銃砲所持許可証の記載事項（住所の変更）の変更にかかわる許可証の書換の申請を公安委員会に行なうことを怠つたもの。

## 獵銃等販売事業許可に関する欠格事由 について（回答）

〔昭和四十五年二月四日 四十五重局第二四号〕  
○〇県知事あて 通商産業省重工業局長

昭和四十四年八月二十七日付け第〇〇号で照会のありました上記の件について下記のとおり回答します。

### 記

一 武器等製造法第十九条第二項で準用する同法第五条第一項第五号ハの規定は主として公共の安全の確保を目的としているものと考えます。

したがって、その「情状」については他の法令の規定に違反した内容が獵銃等販売事業者としての適格性（例えば公共の安全の維持、危険物の保持に関する規定の遵守、正常な精神を有すること等）に反するものであるかを判断し、それに基づいて「不適當な者」であるかを決定すべきであると考えます。

二 貴県から照会のありました本件については、その違反した法令の規定（銃砲刀剣類所持等取締法）の目的が、武器等製造法の目的に近似しているとはいえ、事案の具体的内容が軽微なものであることから照会によつて当方が判断する限りにおいては、一応

情状として武器等製造法第五条第一項第五号ハに該当するものは判断しなくてもよいと考えられます。

しかしながら、ご照会の限りにおいては、ご照会に係る者が遵法精神に欠除している者であるか等については判断し得ないの  
で、それらの点を考慮して猟銃等販売事業者としての適格性の有  
無を判断して下さい。

---